

返戻金制度について

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職したものが入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退職又は本人の責に帰する事由により解雇された場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1)退職、解雇が、入社後 1 ヶ月以内の場合：紹介手数料の 75%
- (2)退職、解雇が、入社後 2 ヶ月以内の場合：紹介手数料の 50%
- (3)退職、解雇が、入社後 3 ヶ月以内の場合：紹介手数料の 25%

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。